

周産期母子医療センター運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図るため、周産期母子医療センターの運営事業を行う医療機関に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、公立大学法人和歌山県立医科大学が行う総合周産期母子医療センターの運営事業及び公立紀南病院組合が行う地域周産期母子医療センターの運営事業とする。

(交付の補助対象経費及び補助率)

第3条 補助事業における補助金交付の対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

対象経費	補助率
平成21年5月13日厚生労働省発医政第0513001号厚生労働事務次官通知の別紙「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」（以下「国要綱」という。）の別表2の第2欄「周産期母子医療センター運営事業」の第5欄に定めるところとする。	3分の2以内

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 国要綱の別表2の第2欄「周産期母子医療センター運営事業」の第4欄(1)に定める基準額の合計と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。
- (3) 国要綱の別表2の第2欄「周産期母子医療センター運営事業」の第4欄(3)、(4)及び(5)に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を加算する。

(交付申請の添付書類の様式等)

第5条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
周産期母子医療センター 状況報告書	別記第1号様式	正1部 副1部	別に定める。
運営事業所要額明細書	別記第2号様式		

(交付条件)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容を変更（別に定める軽微な変更を除く。）しようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分を変更（別に定める軽微な変更を除く。）しようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第3号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第7条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
運営事業所要額精算書	別記第4号様式	正1部 副1部	翌年度の4月10日

附 則

この要綱は、平成18年6月14日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行し、改正後の総合周産期母子医療センター運営事業補助金交付要綱の規定は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年2月24日から施行し、改正後の周産期母子医療センター運営事業補助金交付要綱の規定は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月9日から施行し、改正後の周産期母子医療センター運営事業補助金交付要綱の規定は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行し、改正後の周産期母子医療センター運営事業補助金交付要綱の規定は、令和2年度の補助金から適用する。